

## 戸籍証明書等の請求書（広域交付用）

令和 年 月 日

藤井寺市長 様

※請求には本人確認資料が必要です。

その他の注意事項は裏面に記載されています。

太枠の項目は必ず記入してください。

※証明書発行の際、本籍地の市区町村への問合せにお時間をいただくことがあります。

状況によっては当日に交付できない場合がありますのでご了承ください。

来庁されたかた（請求者）の

日中の連絡先（ - - - - - )

住所			
フリガナ	証明する人との続柄		
氏名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系親族 ( )		
生年月日 年 月 日	明・大・昭・平・令	本籍	筆頭者

必要なかた（対象者）の

氏名		生年月日 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
本籍		筆頭者	

請求書類	全部事項証明	必要な戸籍
<input type="checkbox"/> 戸籍	450 円	通
<input type="checkbox"/> 除籍 (全員が消除された戸籍)	750 円	通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍（昭・平）	750 円	通
<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号		
<input type="checkbox"/> 戸籍	400 円	通
<input type="checkbox"/> 除籍（全員消除戸籍）	700 円	通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍（昭・平）	700 円	通
		<input type="checkbox"/> （ ）の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> （ ）の出生から死亡まで <input type="checkbox"/> （ ）の出生から現在まで <input type="checkbox"/> （ ）の婚姻から死亡まで <input type="checkbox"/> （ ）の婚姻から現在まで <input type="checkbox"/> （ ）の死亡日が記載された戸籍 <input type="checkbox"/> （ ）の（ ）歳から（ ）歳まで <input type="checkbox"/> その他

○最近（過去1か月以内）に戸籍届出をされたかたは以下に記入してください。

届出日	年 月 日 (頃)
届出の種類	届
届出された市区町村	

## 【事務処理欄】

本人確認	免	パ	個	運転経歴証明	身障手帳	療育手帳	在留カード	その他 ( )
------	---	---	---	--------	------	------	-------	---------

受付	作成	確認	交付

## 請求に当たっての注意事項

1. 広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。  
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。  
(代理人の方は請求できません。)  
請求者本人が窓口に来ることができない場合は、本籍地の市区町村に請求してください。
2. 請求者の本人確認のため、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。  
本人確認書類は、写真付き公的身分証明書に限られます。
3. 必要な戸籍の範囲について記載してください。  
記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。
4. 対象者の戸籍等を特定するために必要ですので、筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。  
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。
5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。  
請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。
6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について  
行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。  
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。  
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。
7. 不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。